



Title	報告2 韓・日両国における権利能力なき社団について
Author(s)	高, 翔龍; KOH, Sang-ryong
Citation	北大法学論集, 51(6), 153-166
Issue Date	2001-03-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15058">https://hdl.handle.net/2115/15058</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(6)_p153-166.pdf



# 報告二 韓・日兩國における権利能力なき社団について

高 翔 龍

## I. 序

### 1. はしがき

最近韓・日兩國間の法律文化が活発に展開されている。にもかかわらず、韓国は「近くても遠い国」であるとよくいわれる。それは、韓国においても日本が「近くても遠い国」であるといわれていることと変わりが無い。ではなにゆえに、韓・日兩國の間はそんなに遠い国柄であるという意識があるのか。それにはさまざまな理由があろう。その一つは、韓・日関係に関する歴史的認識の差から生ずるものではないか。もう一つは、互いに「韓国は外国だ」、「日本は外国だ」という立場でみる視覚が欠如しているのではないか。筆者個人のことではあるが、今まで十年余りの間、日本で留学生としてまた客員教授として滞在した経験はある。けれどもその経験の中で、外国という視角から「正しく」日本を見てこなかったということを、いまになって気がついたわけである。この視角の問題は、日本人が韓国を外国という視角から見ない、また見ようとしなかったことに対応することだと、筆者なりに考えるようになった。この原因は、今まで、互いに解かれることのない錯覚のなかで、それぞれが過してきたことによるものではないかと思う。すなわち、韓・日兩國の間にある類似性と異質性をそのごとくに経験できなかったり、また両者を混同したことにもとづくものではないだろうか。このことは法律の分野においてもいえるのではないのか。

韓国の法の歴史は、実に長い間日本との不幸な関係を結びながら戦後まで続いたのである。このように日本の韓国強占・植民化という悲劇的な歴史を背景として、いわゆる近代化という

建前で韓国に近代法が導入された。しかしその当時の法律は、形式の上では日本の法律と同じであつても、その趣旨（本音）が異なつたために、法律の適用面においても異なることしかなくつた。戦後になつて、いくつかの法律はその一部が削除・修正・補充されながら今日に至つてゐるために、ある分野の現行法律は日本の法律と非常に似ている部分が多いことを発見することが出来る。しかし具体的に検討してみれば、異なる点が相当にあるということがわかる。というのは、まずその法律の趣旨が異なり、その法律に対する法意識が異なるという場合が多いからである。したがつて、同じ表現を使つてゐる法規といつても、その解釈が異なる場合があるわけである。このような異なる点を正確に促えるということは、韓・日両国の法律文化を互いに理解するためには、非常に重要なことと思われ<sup>1)</sup>る。

## 2. 問題の提起

本テーマをとりあげたのは次のような理由があつたからである。一九九八年八月、日韓比較法文化研究会で「宗中財産と名義信託」という題目で発表したことがあり、その際「宗中」という団体は、いわゆる「権力能力なき社團」として認められてゐるということについて報告したことがあるが、では「宗中」

という団体を含んで韓国における権利能力なき団体（社團・財団）とはどのような団体をいい、法律上どのように位置づけられてゐるのかということについて、この際に「報告書」の形で出すのも、韓日両国間の団体論の一面を理解する上で役に立つのではないかというように思つたからである。なお日本においても、一九九一年四月、地方自治法の一部改正により「地縁による団体」に権利能力が認められた（同法第二六〇条の二）が、ではその他の権利能力なき団体は法律上どのように取り扱われるべきであるかという、立法論として考える時期に至つてゐるように思われる。

では、韓国において「権利能力なき社團」とはどのような団体として理解されているのか。一般的にこのような団体は、法人として認めるにふさわしい実体は有するが法人格が認められていない団体をいう。かかる団体を「法人でない社團」または「法人格なき社團」ともいう。重要なことは、このような団体にどのような法的地位を与えるかという問題である。学説・判例は、かかる団体は法人の実体を有するから、法人に関する規定の中で法人格を前提とするものを除いてすべて類推適用すべきである、とい<sup>4)</sup>う。このような見解は日本における権利能力なき団体についての説明と非常に似てゐることがわかるであらう<sup>5)</sup>。

問題は、第一に、法人の実体とは何であるか。その実体はさまざまであろうが、韓国に特有な実体をながめてみる必要がある。第二に、韓国の場合には法人格なき団体といつても、その名義で不動産所有権の登記をなしうる法律制度が設けられている（不動産登記法第三〇条）。とすれば「法人格を前提とする規定」とは日本の場合とは異なり、どのような規定を指しているのか。かかるような問題を明らかにするのも韓国における「権利能力なき団体」を理解するのに役に立つのではないかと思われる。本稿では紙面の関係もあつて、権利能力なき社団に限つて概観することにする。

## Ⅱ 意義および発生原因

権利能力（法人格）なき社団とは、社団の実体は有するが法人格のない団体をいう。例えば、学術研究団体、宗教団体、宗中、親睦団体、同窓会などの如く、多数の構成員が組織を備え社会的に活動している人的結合体は単に法人格がないだけであつて、その実体は社団法人と違いがない団体を「権利能力なき社団」という。今日、このような社団は、社会的・経済的・文化的などすべての分野で独立した地位をもつて団体としての社会

的役割を担当していることは、我らの周辺でよくみかけられる。現行法律上、このような団体も法人になれる途が開かれているにもかかわらず、権利能力なき社団が多く発生する理由は、法人設立の制度的制限からみつけられる。なぜならば、民法は法人法定主義をとつて「法人は法律の規定によらずにして成立することができない」（第三一条）と規定し、なおかつ非営利法人については許可主義をとっているからである。旧民法では、法人は公益法人と営利法人に限つて認められたために（日本民法第三四條、第三五條に該当する）、非公益・非営利を目的とする社団は権利能力（法人格）を取得する方法がなかったが、現行民法はこのような団体についても権利能力を取得することができるようになった（第三二條）。しかし現行民法も旧民法と同じく許可主義をとっているために、権利能力なき社団をめぐる問題は依然として残っている。かかるように①主務官庁の許可を得ることができなかった場合、②設立者がある理由（主務官庁の監督、その他法的規制）で始めから望まない場合、③法人として設立中の場合、などにおける団体は、権利能力なき団体として存在する。

## Ⅲ 「権利能力なき社団」の権利主体性

一般に権利能力なき社団という団体になるためには、団体としての組織を備え、代表の方法・総会の運営・財産の管理その他、社団として主要な点が定款によって確定されなければならぬ（通説）。判例も学説と同じ立場で「非法人社団または財団は継続的性質がある目的をもって組織された団体で社団規約により代表者資格が認められた代表者が有する社団、継続的性質がある目的に提供された財団で財団管理規定により管理権限が認定された管理人が有する財団に限る<sup>(8)</sup>」という態度をとって以来今日に至るまで、権利能力なき社団の一般的成立要件としてこのような実体が要求されている。このような点は日本の場合と同じ立場であろう。

1. 問題点

問題は、権利能力なき社団が果して実体法上の権利・義務の主体になることができるのか。すなわち、権利能力なき社団は法律上法人格がないが社団法人のような実体・組織を備え、社会生活の一つの単位の主体として現実的に活動しているとすれば、そのような社団自体が自己の名義で権利を取得し義務を負うことができるのか。民法は、法人法定主義（第三二条）をとっているために権利能力なき社団に対する権利主体性の認定与否

という法律問題が生じたわけである。このような問題に対する韓国の学説は確実な態度をとっていないが、判例は財団の場合に対し「法人格なき財団といつてもそれが一定な財産を中心として事実上社会生活上の一つの単位として組織を備える場合には、法律上特殊な社会的作用を担当する一つの独自の存在になりうる<sup>(9)</sup>」とし、法律上の独自の存在として認めている。では、どのような場合に権利能力なき社団の権利主体性が認められるのかにつき、若干ながめてみる。

2. 判例に現われた「権利能力なき社団」と当事者能力  
判例は多様な権利能力なき団体について当事者能力を認めている。以下では、主な場合をとりあげてみる。

(1) 「宗中」という権利能力なき社団と当事者能力

(ア) 宗中という団体

宗中については先に若干述べたが、一言でいえば、父系血族による親族集団をいう。すなわち、「本<sup>(10)</sup>」を共にする者は同本として認識され、同一の始祖から生じたすべての者によって構成される最大の父系血族集団をいう。一九一（明治四四）年に慣習調査を行った朝鮮総督府取調局長官回答によれば、宗中

または「門中<sup>(11)</sup>」という団体の人格に關し、「朝鮮ニ於テ一門或ハ門中ト称スルハ親族ノ団体ニシテ人格ヲ有セス而シテ門中所有ノ財産ハ其団体ヲ組織スル親族ノ共有ニ属シ門長ハ当然代表權ヲ有セス唯實際ニ於テハ門中協議ノ上門長ヲシテ代表セシムルコト多キモ是レ素ヨリ門中親族ノ委任ニ因ルモノナリ」とし、その団体は法人格がないものとされた。このような慣習は今日においてもあまり変わりが無い。すなわち、判例は一貫して「宗中は共同先祖の後孫中、成年以上の男子を宗員として構成される自然的集団」で「その目的である共同先祖の墳墓守護と祭祀および宗中員相互間の親睦を目的とする自然発生的な宗族集団<sup>(12)</sup>」である、というように定義している。今日において宗中は法人格を取得するために法人設立に關する要件、すなわち定款を作成し、主務官庁の許可を得て設立登記をすれば法人になれる（民法第三一条、第三三条）。しかし実際には、宗中は主務官庁の許可や設立登記をしない場合が大部分である。

(1) 日本における「血縁団体」

日本の判例にも極限られた血縁団体とはいえ、沖繩における血縁団体でいわゆる「門中」が権利能力なき社団にあたることとされた事例がある。すなわち「沖繩における血縁団体でいわゆる「門中」が家譜記録等によつて構成員の範囲を特定することが

でき、慣行により、有力家の当主を代表機関とし、かつ、毎年一定の時期に構成員の総意によつて選任される当番員を日常業務の執行機関として定め、祖先の一人によつて寄附された土地等の財産を門中財産として有し、これを管理利用して得た収益によつて祖先の祭祀等の行事、門中摸合（頼母子講の一種）その他の相互扶助事業を行つてきたなど、判示のような実態を有する場合には、門中は権利能力なき社団にあたる」と説いている。<sup>(14)</sup>

かかる血縁団体は、韓国における門中と非常に似ていると思われる。歴史上何らかのつながりのある側面があるのではない。今後研究すべき興味のある分野であると思われる。

(2) 「自然村」の団体と当事者能力

(ア) 自然に形成された村

判例は自然に形成された村の団体性について、「地方自治法が一九四九、七、四法律第三三号で制定されたが、その法律施行以前の洞・里は、その洞・里自体は慣習法上認定される法人として独自の財産権の主体になった」とし、「甲村は、甲里の住民をその構成員として一つの單純な行政区別単位とは異なつて、住民の福利増進と村の繁栄発展といった固有の目的をもち、

これを達成するためにその固有の組織である意思決定機関たる総会と総会で選出された執行機関たる代表者を置き、独自の活動を行う社会組織体である非法人社団として当事者能力がある<sup>(15)</sup>と解し、今日に至っている。

(イ) 日本における「地縁による団体」

日本においても一九九一年四月、地方自治法の一部改正により「地縁による団体」が権利能力を取得する途が開かれた(同法第二六〇条の二)。すなわち、地縁による団体とは「町又は字の区域その他市町村内の一定の地域に住所を有する地縁に基づいて形成された団体」というものとされ、地域的な共同活動のために不動産に関する権利を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において権利を有し、義務を負うとされた団体である<sup>(16)</sup>と解されている。かつて、自治会、町内会等が団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表選任の方法、総会の運営、財産の管理など団体としての主要な点が確定していれば、それは一般に「権利能力なき社団」であると認められていたが、権利能力なき社団の財産はその社団の名義で登記することができなかった<sup>(17)</sup>。しかし、一九九一年の地方自治法の一部改正により、このような社団はその

社団名義で登記ができるようになった。

韓国における自然村という団体は権利能力なき団体とはいえず、その団体の不動産はその団体の名義で登記することができる(不動産登記法第三〇条)という点では、日本における地縁による団体と共通している。

(3) 「仏教団体」の社団性と当事者能力

判例は、仏教団体についても権利能力なき社団として当事者能力を認めている。すなわち「仏教の布教と法要執行などの目的で仏堂および附属建物をたてて、D寺という名をつけ、信徒会の組織を備えた後に信徒会創立総会でその財産と業務処理に関する規約を制定し、その代表者を選任した後、僧侶を寄居させながらその設立目的を達成するための活動を行ってきた事実が認定される。よって原告である寺利は仏教団体登録ができてはいないが、権利能力なき社団に該当するがゆえに当事者能力がある<sup>(18)</sup>」と解し、今日に至っている。

(4) 「教会」の社団性と当事者能力

判例は、教会を権利能力なき社団として認めて当事者能力を認定している。すなわち「原告である教会が社団の実質を備え

た以上、その組織と活動を規律する規範が上部団体である基督教大韓管理会制定の教理と(他の)章程があったということ(19)で社団性を喪失するものではない」と解し、今日に至っている。

### 3. 民事訴訟法第四八条に基づく権利主体性と私法上の 当事者能力

民事訴訟法第四八条が「法人でない社団または財団にして代表者または管理人が有すればその名で当事者になりうる」と規定している点は、日本・民事訴訟法第四六条が「法人ニ非サル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノハ其ノ名ニ於テ訴ヘラルコトヲ得」と定めた規定と非常に似ている。判例も「民事訴訟法第四八条が非法人社団の当事者能力を認めるのは、法人ではないが社団としての実体を備え、その代表者または管理人を通して社会的活動や取引を行う際に生ずる紛争をその団体が自分の名で当事者になって訴訟を通して解決するようにするためであり、本条でいう社団とは一定の目的のために組織された多数人の結合体として対外的に社団を代表する機関に關し定めのある団体をいう」と判示し、民法第四八条の立法趣旨を明らかにしている。また判例は民事訴訟法上の当事者能力があれば私法上の権利の主体になる、ということも明らかに

している。すなわち「法人でない社団または財団として本法上当事者能力を有する場合には、訴訟上法人でない社団または財団それ自身が権利義務の主体として取り扱われるといわなければならない」、もし、このような社団または財団が本法上当事者能力を有するが私法上または公法上権利の主体にはならないとすれば、訴訟法上当事者能力を認めるにいかなる実益もない」と解し、権利能力なき社団についても私法上の当事者能力を認める立場をとって今日に至っている。妥当な判例の態度だと思われる。

## IV. 団体への財産帰属と公示方法

### 1. 財産帰属と民法第二七五条(総有)

#### (1) 財産の帰属形態

既に述べたように、権利能力なき社団に民事訴訟法上の当事者能力が認められており、また判例はその団体につき私法上の当事者能力を認めている。したがって、権利能力なき社団はその代表者によって権利を取得することができるがゆえに、必然的にその団体の所有財産を取得することができる。なおかつそ

の財産はその社団自身が負う債務の責任財産にもなる。しかし、このような社団所有の財産はどのような所有形態でその社団に帰属するのか、が問題である。

旧民法下の判例・学説は、共有説・合有説・総有説などにわかれていたが、現行民法は第二七五条の規定を設けてかかる問題を解決した。すなわち、第二七五条が「法人でない社団の社員が集合体で物を所有するときには総有とする」と規定することによって、権利能力なき社団の財産は、社団を構成する総社員に総有的に帰属するようになった。これで民法上「総有」という共同所有の形態がはじめて認められるようになったわけである。したがって、所有権以外の財産権も総有に関する規定（第二七五条ないし第二七七条参照）が準用されるから（第二七八条）、債権・債務などをふくむ各種の財産権も準総有的に総社員に帰属される。

## (2) 民法第二七五条についての疑問

問題は第一に、民訴法第四八条は権利能力なき社団の当事者能力を認めているがゆえにそのような財産も一つの権利主体であるその「社団自身」に帰属するという所有形態をとらなければならぬであろう。しかし、民法第二七五条が社団の「総社

員」に総有的に帰属すると規定したのは、立法の一貫性を欠いているのではないか。第二に、後ほど述べる帰属財産（不動産）の公示方法は総社員の名義で登記するのではなく権利能力なき社団の名義で登記すると規定している不動産登記法第三〇条一項（宗中、門中、その他代表者または管理人がいる法人でない社団または財団に属する不動産の登記に関しては、その社団または財団を登記権利者または登記義務者とする）は、民法第二七五条ではどのように解されるのか。

立法者は以上のような問題に対してあまり考えていなかったようだが、単に旧民法下では共同所有の形態として共有に関する規定しかなかったために、学説・判例が認めてきた組合の所有形態である合有（現行民法第二七一条一項「法律の規定または契約により数人が組合物として物を所有するときは合有とする。合有者の権利は合有物全部に及す」、宗教団体・宗中・同窓会などの所有形態である総有の法律関係を明確にするというのが立法の目的であったという。特に合有と区別する実益を、財産を処分するところで求めている。すなわち、財産の帰属形態を合有とした場合には、全員の合意がなければその財産を処分することができない。しかし、判例は宗中財産の処分は過半数の決議で行うことができるという立場をとっているから、権

利能力亡なき社團財産の帰属形態を総有としたというのが提案  
説明であつた。<sup>(22)</sup>

問題は「総有」とはどのような法律関係のある所有形態であるかということである。このような問題は物権法の分野に属するものであるが、今日における「総有」とはどのような現代的意味を有する法律関係であるかを明らかにする必要がある。

法律（民訴法）上権利能力なき社團の当事者能力、いいかえれば、かかる社團は一つの権利主体とし当事者能力が認められており、なおかつ法律（登記法）上その社團所有の財産はその社團名義と登記できるから、その財産の帰属形態が民法上総有であつても、実質的には「一種の特殊な単独所有」の形態であると解するのが妥当であらう。

## 2. 帰属財産の公示方法

### (1) 旧民法下の権利能力なき社團の財産と公示方法

日帝時代の朝鮮不動産登記令（一九一二年）は、主に日本・不動産登記法が適用されるといふ法律であつた（同令第一条前段）。当時の朝鮮不動産登記令は現行不動産登記法とは異なつて、権利能力なき団体の名義で登記する規定がなかつたがゆえ

に、宗中のような権利能力なき団体はその名義で登記する方法がなかつた。日本・不動産登記法も今日に至るまで権利能力なき団体の名義で登記する規定がないために、解釈論的にも権利能力（法人格）を前提としない限りその団体の名義で登記する方法がない（例外・地縁による団体。上記Ⅲ、2、(2)(イ)参照）。<sup>(23)</sup>というわけで権利能力なき団体についての説明の際には「法人格を前提とするものを除いてすべて法人に関する規定を準用する」という理論が登場し、かかる見解が現在日本の判例・通説の立場をしめている。

### (2) 現行民法下の権利能力なき社團の財産と公示方法

現行民法下では不動産登記法第三〇条によつてこのような問題は解決された。すなわち、同条一項は「宗中・門中・その他代表者または管理人がいる法人でない社團または財団に属する不動産の登記に関しては、その社團または財団を登記権利者または登記義務者とする」と規定し、なお登記方法に関する同条二項は「……その社團または財団の名義でその代表者または管理人がこれを申請する」と定めている。したがつて、社團法人の場合と帰属財産の公示方法上の差はなくなつたといえよう。

しかし、判例は一貫して「非法人社團に対しては社團法人に

料 関する民法規定のなかで法人格を前提とするものを除いてこれを類推適用する<sup>(24)</sup>という立場をとっており、通説も同じ立場をとっている。しかし、現行不動産登記法が権利能力（法人格）なき団体といつてもその団体の名義で登記することができるという規定を設けているにもかかわらず、「法人格を前提とするものを除いてこれを類推適用する」という見解をとっている韓

国の判例・通説は、現行日本の判例・通説をそのまま踏襲するものと思わざるをえない。

## V. 債務と責任

権利能力なき社団が債務を負う場合、その債務が法律行為によるものであるかまたは不法行為によるものであるかを問わず、社団債務については社団財産で履行または賠償するということには疑問の余地がない。問題は、その社団自身がそのような責任を負うほかに、構成員や代表者もその責任を負うのかという点である。

### 1. 社団債務と構成員の責任

原則的に財産の帰属形態にしたがって構成員の責任を論ずる

べきであろう。前述したように、民法は、権利能力なき社団の債務（消極財産）はその構成員に準給有的に帰属すると規定している（第二七五条、第二七八条）。よって通説・判例は、社団債務に対する責任を負うのは社団財産であつて、各構成員は所定の負担金（例・会費、その他の負担金など）の支給という責任しか負わない。したがつて構成員の個人財産で責任を負う<sup>(25)</sup>必要がない。このような態度は、ある団体に法人格を附与したときに生ずる主な法律効果の一つである「有限責任」を、権利能力なき社団に対しても認めたことを意味する。有限責任とは法人の存在を意味する主な法律効果であり、理念型法人（例・株式会社）の効果の一つである。

ところで、最近の学説はこのような点に関して立法論としては賛成することができないと主張し、特に営利社団の場合には含有、すなわち準含有というのが第三者の保護のために妥当であるという見解<sup>(26)</sup>、または営利社団の場合には社団と取引する第三者の保護のために可能な限り構成員の「無限責任」を認める<sup>(27)</sup>が必要であるという見解がある。

しかし社団債務に対する責任を負うのは社団財産であり、その構成員には出資（または会費など）の限度内でその責任を負うという有限責任だけ認めるべきであろう。ある団体が社団的

構成をなしその実体が存在する限り、その団体が非営利・営利を問わず、取引の相手方は社団債務の責任は社団財産に限定されているということにつき承知しなければならない。一般的に営利社団の場合に、構成員は出資義務の限度とする責任を前提として入会する場合が多い。

## 2. 社団債務と代表者の責任

権利能力なき社団の代表者もその社団債務の責任を負うのか。その社団の性質上社団法人の場合と同様に社団債務に対する責任は社団財産に限定して、代表者は個人的責任を負わないと解すべきであろう。不法行為による損害賠償の責任は、社団法人の不法行為の場合（第三五條一項）「法人は理事其他の代表者がその職務に関し他人に加えたる損害を賠償する責任がある。理事其他の代表者はこれによつて自己の損害賠償責任を免ずることができない」と同様に、その代表者も責任を負わなければならないであろう。

## VI. 権利能力なき社団の消滅時期

判例は「法人でない社団においても構成員がいらないというこ

とで、ただちにその社団が消滅し訴訟上の当事者能力を喪失するとはいえず、清算事務が完了することによつてはじめてその当事者能力が消滅するのである」とし、法人の消滅時期と同様に清算事務の終了をもつてその当事者能力が消滅する。勿論、権利能力なき社団は設立登記がないために清算終決登記の問題はない。

## VII. 結び

以上のように、「権利能力なき社団」について韓国の法律または判例は、法人格ある社団（法人）とはあまり異なるない立場をとっていることがわかる。したがって、ある社会的存在が法人になるとならないのではどのように違うのか、という疑問が生ずる。かかる問題は、結局、法人とはそもそも何であるのか、何のための法技術であるのか、換言すれば、「だれがどのような利益をどのような価値判断のもとにどう保護しようとするテクニクであるかをはっきりつかむ必要がある<sup>28)</sup>」。このような視角で、今後権利能力なき団体について、韓日両国側の各立場で共同研究することも非常に有益なことと思われる。

- (1) 以上は、高翔龍『現代韓国法入門』日本・信山社（一九九八）「はしがき」より引用。
- (2) 高翔龍「宗中財産と名義信託」北大法学論集第四九巻第三号七三二頁。
- (3) 宗中とは父系血族による親族団体をいう。詳しいことは、高翔龍「上掲論文」七三三頁を参照されたい。
- (4) 大法院判決一九九六・九・六、九四タ一八五二二。同、一九九七・一・二四、九六タ三九七二一・三九七三八、公報一〇二五（一九九七・三・一）。李英燮『新民法総則講義』（一九五九）一七五、張庚鶴『民法総則』（一九八五）二二五、方順元『新民法総則』（一九六九）九四、金會漢『民法総則』（一九八三）一七五、金容漢『民法総則論』（一九八六）二二〇、郭潤直『民法総則』（一九八六）二二二、李英燮『民法総則』（一九八七）八四四。
- (5) 星野英一「いわゆる「権利能力なき社団」について」民法論集（第一巻）二二〇頁。
- (6) 高翔龍「前掲論文」七三三頁。
- (7) 一九二二年、日帝したの韓国の民事基本方である「朝鮮民事令」により日本民法中一部（財産編）が韓国に適用されたが、同法は解放（一九四五）以後現行民法が施行（一九六〇・一・一）されるまで適用された。この法を「旧民法」または「依用民法」という。
- (8) 大法院判決一九五七・一二・五、四三九〇民上二四四、大判要集Ⅲ民訴第四八条六。
- (9) 大法院判決一九六四・五・二、六三タ八五六、大判要集Ⅰ民法第三一条三八面。
- (10) 現行韓国法は、姓（原則的に父系血統の表示）の「本」を付けるようにしている（民法七八一条、戸籍法一五条四号）。「本」とは、自分が属する祖先の発祥地名を示すものをいうが、本貫、貫籍、籍貫ともいわれる。韓国では祖先を異にする同姓が多いので、これを区別するため「本」が付けられるものと解されている。本は血統系統を示す姓と不可分な関係にあり、同姓同本であれば、一応同一系血族に属するものと解される。しかし、姓と本が同一であるということ、すべてが同一父系血族（同族）を意味するものではない。同姓同本でありながら祖先を異にする場合、すなわち、同一父系血族でない場合がある。例えば、新羅の敬順王を先祖にもつ金海金氏（ここで「氏」とは一族を意味する。以下同じ）と大駕洛の首露王を先祖にもつ金海金氏、崔文漢を先祖にもつ江陵崔氏と崔立之を先祖にもつ江陵崔氏等は同姓同本であるが、同一父系血族ではない。その逆に、異姓同本であっても同一の父系血族がある。すなわち、安東「金」氏と安東「権」氏、金海「金」氏と金海「許」氏などがよく知られている例である。

- (11) 門中とは比較的に小さい宗中、すなわち一族の一分派として高祖以下の有服親(喪服を着る近親をいう)宗中を意味する(朝鮮総督府『慣習調査報告書』(一九一二)三四〇頁)。しかし、最近の慣習調査によれば、その両者は区別されず同じ意味で使われていると説かれている(崔在錫「朝鮮時代門中の形成」韓国学報三二輯(一九八三)四頁以下崔。實際上使用されている例で明らかになっているように、両者は区別する必要がないという見解もある(鄭淇雄「宗中財産と名義信託」韓琿熙博士回甲論文集(一九九四)八八〇頁)。
- (12) 朝鮮総督府『民事慣習回答彙集』(一九二二)七三頁。
- (13) 大法院判決一九八五・一〇・二二、八三タカ三三九六、二三九七、公報七六六、一五三八(一)。学説は本判決が宗中員の構成員を成年の男子に限定しているが、それは宗中構成員(宗員)の概念と宗会構成員(宗会員)の概念を混用していると批判し、宗員は共同先祖の子孫であれば老若男女を問わず宗中の構成員になるが、宗会員はその資格が制限される場合がある(例、未成年者)と説いている(李徳勝「権利能力なき社団に関する研究」(成均館大学校博士學位請求論文(一九九五)九二頁)。かかるような宗中には種々なものがあるが、その宗中にはどのような宗中があり、かつそれはどのように構成され、どのような方法でその目的をはかっているかについては、
- 高翔龍「前掲論文」七三三頁以下を参照されたい。
- (14) 日本・最判昭五五(一九八〇)年二月八日、民集三四卷二号一三八頁。
- (15) 大法院判決一九八一・九・八、八〇タ二八一〇、公報六六七、一四三三二。同一九九〇・六・二六、九〇タ八六九二。同一九九三・三・九、九二タ三九五三二。同一九九九・九・一、二九、九八タ三三五二二、法律新聞一九九九・二・二二、一〇面。
- (16) 岩崎忠夫「地縁による団体」ジュリストNo.984(一九九一・八・一一五)六頁
- (17) 日本・最判昭四七(一九七二)年六月二日、民集二六卷五号九五七頁。
- (18) 大法院判決一九八二・二・二三、八一ヌ四二、大判集三〇①六八。同一九九二・六・二二、九二タ二二〇一八。一二〇二五。同一九九七・二・一九、九四タ四二二四九。
- (19) 大法院判決一九六〇・二・二五、四一九一民上四六七、大判要集Ⅲ民訴法第四八条八。同一九九三・一・一九、九一タ二二二六。
- (20) 大法院判決一九九七・一二・九、九七タ一八五四七、判公五〇号(一九九八・一・一五)。同一九九一・一一・二六、九一タ三〇六七五。同一九九四・九・三〇、九三タ二七七〇三。同一九九七・九・一二、九七タ二〇九〇八、判公四四号(一九九八・一〇・一五)。

- (21) 大法院判決一九六二・五・一〇、四一九四行上二〇二、大判集一〇②行四八。
- (22) 以上は『国会速記録』（一九五七）第四七号六面下段以下。
- (23) 阿久沢利明「権利能力なき社団」民法講座（I）（一九八四）二六六頁参照。
- (24) 大法院判決一九九六・九・六、六四夕一八五三二、公報一〇二六号（一九九六・一〇・一五）。同一九九七・一・二四、九六夕三九七二二・三九七三八。公報一〇三五号（一九九七・三・一）。
- (25) 大法院判決一九九二・七・一〇、九二夕二四三一、公報九二七号（一九九二・九・一）。
- (26) 郭潤直『民法総則』（一九八六）、一三五頁。
- (27) 金囁洙『民法総則』（一九八二）、一五四頁。
- (28) 大法院判決一九九二・一〇・九、夕二〇三八七、公報九三三三号（一九九二・一一・一）。
- (29) 高翔龍『民法総則』（全訂版）（一九九九）二五七、二六九頁。
- (30) 星野英一「法人論——権利能力なき社団・財団——」民法論集（第四卷）一三七頁。